

第17期 第17回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年12月24日(金) 午後1時31分～午後2時15分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洌 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

7番 比嘉 強 委員 ・ 8番 瀬長 輝男 委員

7 付議すべき案件

報告第 98 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 99 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 100 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 101 号 現況証明願について

報告第 102 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 103 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第	104	号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第	48	号	非農地証明願について
議案第	49	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	50	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	51	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	16	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

- 議長 では定刻の 1 時 30 分をちょっと過ぎましたが、第 17 期豊見城市農業委員会第 17 回総会を開催いたします。
- (午後 1 時 31 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。
会期は、本日 1 日限りといたします。
本日の出席委員は 8 名中全員出席で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定数に達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 7 番委員の比嘉強委員と第 8 番委員の瀬長輝男委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本局長及び上江洲主査をお願いいたします。
これより報告案件に入ります。初めに、報告第 98 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2、3 ページをお開きください。
報告第 98 号「農地転用後利用状況の報告について」、11 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 98 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 99 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 5 ページをお開きください。
報告第 99 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 99 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 100 号について、事務局の説明をお願いいたします。

- 事務局
それでは、議案書の7ページをお開きください。
報告第100号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2件ございました。
内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。
以上です。
- 議長
ただいまの報告第100号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第101号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の9ページをお開きください。
報告第101号「現況証明願について」、4件ございました。内容を確認の上、証
明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第101号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をして質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行していきます。
では次に報告第102号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の11ページをお開きください。
報告第102号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1件ございました。内
容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以
上です。
- 議長
ただいまの報告第102号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をしてから質疑をお願いいたします。
よろしいでしょうか。特に質疑ないようですので、進行していきます。
では次に報告第103号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局
それでは、議案書の13ページをお開きください。
報告第103号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、2件
ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告い
たします。以上です。
- 議長
ただいまの報告第103号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

をしてから質疑をお願いいたします。

よろしいでしょうか。特に質疑ないので、進行します。

では次に報告第 104 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 15 ページをお開きください。

報告第 104 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 104 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑ないので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では次に、議案審議に入ります。議案第 48 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 48 号「非農地証明願いについて」、去った 12 月 15 日に金城朝之委員、比嘉強委員、浜本事務局長、上江洲主査の 4 名で現場を調査し、協議を行ってございます。

整理番号 1 番の調査状況について、金城朝之委員のほうからご説明よろしくお願いたします。

6 番委員

それでは、整理番号 1-1 番について説明します。議案書 21 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字渡橋名 195 番。面積は 616 m²となっております。調査年月日及び調査員は事務局説明のとおりです。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「ジャーガル」、形状は「平坦」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは普通、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。

調査員の意見としまして、「周辺地を原野で囲まれた農地となっており、地形上の理由から農地に復元するための条件整備や、農業機械の進入も容易ではなく、農地としての継続的利用は困難」と考えます。このことから、願い出地は議案書 25 ページ「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。

次に、整理番号 1-2 番について説明します。議案書 24 ページをお開きください。願い出のあった土地は、豊見城市字渡橋名 240 番。面積は 1,158 m²となっております。土地の状況ですが、表土は「深い」、土質等は「クチャ」、形状は「傾斜地」、位置は「高く」、状況は「原野内で、樹木は密、高さは普通、雑草は密」。また、周囲は「原野」で広がりとしては「狭く」、土地利用計画等は「農振白地」、「市街化調整区域内」となっております。

調査員の意見としまして、「周辺地を含め原野の様相を呈しており、地形上の理由から農業機械の進入も容易ではなく、農地としての利用は困難」と考えます。このことから、願い出地は議案書 25 ページ「非農地判断基準」の①に該当し、周辺の営農状況に支障を与えないと認められることから、現況「原野」として証明相当だと考えられます。以上です。

議長

金城朝之委員、調査状況の説明、大変ありがとうございました。

では議案第 48 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 42 分

再開 午後 1 時 43 分

議長

再開します。

質疑ないでしょうか。では質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

議案第 48 号について、現地確認調査書は金城朝之委員のご説明のとおりとし、非農地証明は証明相当としてご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 48 号については金城朝之委員の説明のとおりとし、非農地証明は証明相当とすることに決定します。

次に議案第 49 号について審議します。農地法第 3 条の規定による許可申請については、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 49 号について説明いたします。議案書の 27 ページをお開きください。

議案第 49 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、3 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 29 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良 127 番 11 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 2 番につきまして、議案書の 31 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂 427 番 2、429 番 1、429 番 2、429 番 3、432 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。

次に整理番号 3 番につきまして、議案書の 34 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字渡橋名 77 番 1、81 番 1、119 番 1、132 番につきましては、譲受人の現在所有している土地である現在経営地において、農地への原状回復が必要な転用地があるため、農地法第 3 条第 2 項第 1 号に該当することから内容について疑義がありますので、農業委員の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。現在経営地の状況については、お手元の資料をご覧ください。なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。現地調査について、高安委員から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 3 年 12 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 2 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 3 番について、申請地は耕作していることを確認しました。しかし、既に耕作する権利がある土地の現況については、先ほど事務局の説明がありましたように耕作の状況が確認できませんでした。以上です。

議長

高安昌俊委員、説明大変ありがとうございました。では事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。

これより議案の審議に入ります。議案第 49 号について 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めて、これより採決に移ります。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午後 1 時 49 分

再開 午後 1 時 50 分

議長 再開します。

質疑ございませんでしょうか。はい、比嘉委員。

7 番委員 一番最後の保栄茂の 30 と 31 ページの申請のあった土地で、住所が間違っているのかな。一番最後が 432-5 と、図面では 432-1 が囲われているんだけど。

事務局 すみません。議案書の書き方に誤りがありました。正しくは、豊見城市字保栄茂 432-5 ではなくて、指摘のあったとおり 432-1 になります。

7 番委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。ではほかにいらっしゃいませんか。

これより採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しま

した。

次に、整理番号3番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。はい、上原委員。

2番委員 今回この3条申請があるのですが、その前から所有されている、この写真を見る限りですと、現況は転用されているようですが、許可は受けていますか。

事務局 今回この場所につきましては、一時転用の許可を受けているところでして、許可の条件としまして、令和3年4月までに原状回復することとされています。

2番委員 令和3年4月までに回復するとなっているんですけど、この画像は最近のですね。

事務局 はい。

2番委員 ということは。

事務局 そうですね。現状、農地法では原状回復の義務があるんですけど、今まだ原状回復が見られないようなので、この辺に関しては許可条件にちょっと違反している形となっています。その場合なんですけど、農地法の事務処理基準というものがありまして、違反がある場合というのは、この農地を全て効率的に利用するというものに当たらないとされていて、農地法第3条第2項の第1号に該当することになります。

議長 ではほかに質疑ありませんでしょうか。はい、由美子委員。

5番委員 この土地の所有者は原状回復をする予定はあるのでしょうか。

事務局 所有者に確認したところ、1月の初旬頃には原状回復をするということで回答をもらっているところです。

5番委員 それでは今回の全部効率利用に関する判断に疑義があるので、まず現状の是正確認がされた後に、改めて審議するのがよいのではないのでしょうか。

事務局 はい、分かりました。

5 番委員

よろしく申し上げます。

議長

ほかには質疑の方はいらっしゃいませんか。よろしいですかね。
ただいま委員より質疑の中で発言がありましたとおり整理番号 3 番については、農地法第 3 条第 2 項 1 号について疑義があることから、保留案件として、後日改めて審議することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

では異議なしとのことですので、整理番号 3 番については保留案件として、後日改めて審議することに決定します。
次に、議案第 50 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の 36 ページをお開きください。
議案第 50 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、42 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 369 番。転用目的は自動車板金塗装工場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10ha 未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 50 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。議案第 50 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めてよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 ではこれより採決します。議案第 50 号について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 休憩します。

休憩 午後 1 時 58 分

再開 午後 1 時 59 分

議長 再開します。

2 番委員 すみません。議案第 50 号なのですが、申請人の名前、申請のページと地図というんですか、申請人の名前がちょっと間違いじゃないかなと思ったんですけど。

事務局 そうですね。ご指摘のとおり 42 ページの調査書の申請人、城間さんに対して 38 ページ、航空写真の申請人が国吉さんになっている件なんですけれども、こちら事務局の誤りで、正しくは 42 ページの城間さんが正しい申請人となります。訂正をお願いします。以上です。

2 番委員 はい、分かりました。

議長 よろしいですか。ありがとうございます。
議案第 50 号については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に、議案第 51 号について審議します。事務局より、現場調査報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 44 ページをお開きください。
議案第 51 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、49 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 130 番 4。転用目的は住宅建築に係る通路（進入路）です。当

該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号2番につきまして、54ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字平良367番1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号3番につきまして、60ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長49番15、49番13、49番4。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号1番の申請地は、長堂地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号2番の申請地は、平良地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現場は休耕状態で、雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に整理番号3番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり10ha未満の農地となっています。現在は休耕状態で、雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第51号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第51号は1件ずつ審議します。まず初めに、整理番号1番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。質疑ないでしょうか。では質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長

では整理番号1番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
休憩します。

休憩 午後 2 時 06 分

再開 午後 2 時 08 分

議長 再開します。
ほかにいらっしゃいませんね。ではこれより採決します。
整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に、協議第 16 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 では、お手元の議案書の 61 ページをご覧ください。
協議第 16 号「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件について、令和 3 年 12 月 16 日付、豊経建農第 631 号で豊見城市長より別紙

のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものでございます。

62 ページが、市長より農業委員会会長への意見決定の照会文書になっております。63 ページ以降の詳細につきましては、主管課の農林水産課のほうから担当職員が出席しておりますので、そちらから説明します。よろしくお願いいたします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班、比嘉です。よろしくお願いいたします。

今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が1件ございますので、説明したいと思います。

資料 63 ページをお願いします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、保栄茂 319 番 2、83 m²。保栄茂 319 番 3、552 m²。2 筆合計 635 m²です。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 8 年 11 月 30 日となっています。借賃については、年額 3 万 8,000 円を毎年 11 月末までに口座振込することとなっております。

説明は以上となります。

議長

ありがとうございます。では協議第 16 号について説明が終わりました。協議第 16 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。當間委員、はい、どうぞ。

4 番委員

奥のビニールハウス、この写真の下あたりです。ビニールハウスも、この翁長さんが使うんでしょうか。

農林水産課

こちらと一緒に出し手のほうから借り受けるという話でお伺いしております。

4 番委員

分かりました。

議長

よろしいですか。ではほかにいらっしゃいませんか。はい、上原委員。

2 番委員

この面積に入っているということ？

農林水産課

そうですね。319-3 のうちの半分ほどがハウス面積になっているんですけども。

2 番委員

翁長さんは、ほかには耕作していないの？

農林水産課 ほかは保栄茂の 330 m²と、糸満のほうで合計 3,000 m²ほどやられていて、さらに追加で近くのほうでということで、今回の 635 m²をまた借りるということです。

議長 よろしいですか。

2 番委員 分かりました。

議長 ほかにいらっしゃいませんか。

(はいの声あり)

議長 では以上で質疑を終わります。これより採決します。
協議第 16 号について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、協議第 16 号については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。ありがとうございました。
休憩します。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 14 分

議長 再開します。
ありがとうございました。では以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

令和 3 年 12 月 24 日 (金)

午後 2 時 15 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子 

7番委員

比嘉 強 

8番委員

瀬長 輝男 